

環境・まちづくり特別委員会 送付4-32

二番町地区地区計画変更（素案）に関する公聴会について

受付年月日 令和4年12月20日

陳情者 提出者 1名

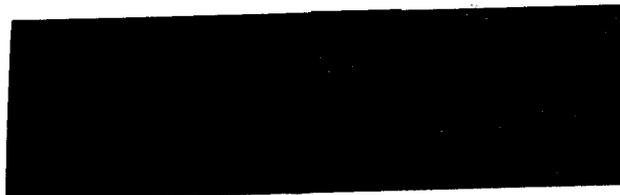
# 陳情書

2022年12月20日

千代田区議会議長 桜井 ただし様

環境まちづくり特別委員会委員長 小林 たかや様

## 二番町地区地区計画変更（素案）に関する公聴会について



日頃は、区民の代表として、執行部との間の正しいチェック・アンド・バランスに基づいた関係維持の為、政務に励んでおられることを感謝しております。

さて、二番町地区まちづくりについての二番町地区地区計画変更（素案）に関し、公聴会の開催が計画されているとの事と承知をしております。

二番町及びその周辺地域、いわゆる番町地区は、議会の皆様は当然ご承知のように、千代田区では数少ない静謐な落ち着いた住環境と教育環境を有した地域です。そのような環境を保つため、10数年前に凡その住民の合意により、一部を除き、地区計画により、抑制的なまちづくりが進められております。それ以降に移り住んでこられた人々も、重要事項説明等により、そのようなまちづくりを知らされており、高く評価しております。

この度の二番町地区地区計画の変更提案は区の都市計画マスタープラン及び多くの住民の要望にも反する内容であることから、公聴会の開催に当たっては、国土交通省「都市計画運用指針 第12版（令和4年4月1日一部改正）を尊重して実施するべく、議会としてのご協力をお願いいたします。

1. 住民の意見を十分くみ取ることが出来るように、区が作成しようとする都市計画素案や関連する情報について正しく、正確に、わかりやすい形で提示する事。
2. 多くの住民が参加し、公開の場で意見を陳述出来るように、公聴会の開催数・日時・場所を設営し、区報に掲載すると共に、ホームページ等で周知する事。
3. 意見陳述を希望する者には物理的・時間的に対応が可能な範囲で出来るだけ意見陳述を認める事。
4. 公聴会の開催が形式に流されることなく、正しく住民の意見を反映させる観点から、公述人の希望のある場合には、都市計画作成の担当者と、或いは、公述人相互間に於いて質疑・議論を行う時間を確保する事。
5. 住民からの意見については、それがどのように都市計画案に反映されるか等について、区議会及び都市計画審議会に報告する事。
6. 公共性の高さに鑑みて、報道機関が取材し得るようにすること。報道に際しては住民のプライバシーが守られるように配慮する事。

以上。

